

電気通信大学研究活性化推進室規程

平成22年10月19日

改正

平成24年 3月27日

平成24年 5月22日

平成26年 1月21日

平成29年 1月26日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、電気通信大学研究活性化推進室（以下「研究活性化推進室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究活性化推進室は、電気通信大学（以下「本学」という。）の研究環境の整備や外部資金獲得など研究活性化のための諸施策を策定し、実施することにより、本学の研究の活性化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 研究活性化推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究活性化推進のための諸施策の企画・立案に関すること。
- (2) 研究に係る外部の競争的資金への対応に関すること。
- (3) 学内競争的資金に係る公募、選考及び評価に関すること。
- (4) オープン・ラボの入居者選考に関すること。
- (5) その他研究活性化推進に関すること。

(組織)

第4条 研究活性化推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員

(室長)

第5条 室長は、研究担当理事をもって充てる。

2 室長は、研究活性化推進室の業務を掌理する。

(室員)

第6条 室員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本学の教授及び准教授の中から室長の推薦に基づき学長が任命した者 5人
- (2) 学術国際部研究推進課長
- (3) 学術国際部研究推進課に所属する職員のうちから若干人
- (4) その他室長が必要と認めた者

(任期)

第7条 前条第1号及び第4号の室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究活性化推進会議)

第8条 研究活性化推進室に、第3条に掲げる業務に関する重要事項を審議するため、研究活性化推進会議（以下「室会議」という。）を置く。

2 室会議は、室長及び室員をもって構成する。

3 室会議は、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第9条 研究活性化推進室に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究活性化推進室に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成22年10月19日から施行する。

2 この規程の施行後、第6条第1号及び第5号の規定により最初に任命された室員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、現に改正前の第6条第3号の規定により室員である者については、改正後の第6条第3号の室員とする。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。